

2023年2月3日

日弁連犯罪被害者支援委員会 弁護士黒井新

## 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会

### 1 弁護士による支援（に対する経済的援助）の必要性

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として犯罪被害者等の権利を定めるとともに、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」と定めている（同法第3条第1項、第3項）。

そして、犯罪被害者等基本計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」では、犯罪被害者法律援助事業が果たす役割の重要性に鑑みて「犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである」との最終取りまとめを発表している（平成19年9月）。また、令和3年3月に第四次犯罪被害者基本計画が策定され、34項「弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討」において、「法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの可否も含めて検討を行う。」とされている。

さらに、少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）では、「犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。」とされている。

犯罪被害者等には、弁護士による様々な法的支援が必要となる。例えば、性犯罪等の被害者にとって、警察署等へ赴いて見知らぬ捜査官に被害体験を供述することは過大な負担となるところ、支援弁護士が同行することによって、このような精神的負担を大幅に軽減することが可能となる。また、社会の注目を集めるような重大事件の場合、犯罪被害者等が集団的過熱取材に巻き込まれるケースも少なくないところ、事件発生直後から法的な観点を入れながら支援弁護士が介入することにより、適切な取材対応が実現され、犯罪被害者等の生活の平穏を保つことができる。さらに、捜査段階で被疑者の弁護人から犯罪被害者等に対して示談の申入れがあった場合、捜査機関や民間支援団体による援助の提供は困難であるが、法律の専門家である弁護士であれば、示談の法的性質や提示額の当否等を検討し、犯罪被害者等へ適切な助言を行うことが可能である。

このように、弁護士による犯罪被害者等への支援活動は極めて多岐にわたり、そのどれもが犯罪被害者等にとって重要なものとなっている。

なにより弁護士は、犯罪被害者等の代理人として、これら警察や検察などの司法機関とのやり取り、報道機関に対する対応、加害者との交渉等を一元化した窓口として、その役割を担うことができる。

ただ、このように弁護士による犯罪被害者等の支援活動が必要であるにもかかわらず、被害を受けた犯罪被害者等に弁護士費用の負担を求めることは、被害者の負担を増やしてしまう結果につながりかねない。

犯罪被害者等が、被害を受けたという以上の負担を受けることなく個人の尊厳を守っていくためには、弁護士費用の負担なく、弁護士からの法的支援を受ける必要性は極めて高い。

また、犯罪被害者等が被害を受け、最初に接する存在としては行政機関や警察や検察などの公的機関となることがほとんどであるところ、このような公的機関がその被害者にとって弁護士を紹介することが必要と判断した際であっても、有料であれば紹介することが困難であることが実態である。弁護士費用に対する経済的支援制度が確立すれば、こうした公的機関であっても弁護士を紹介することが可能となり、犯罪被害者等は、適切に弁護士による法的支援を受けることができるようになる。

犯罪被害者等が、被害を受けた以上に経済的な負担をすることなく、適時適切に、弁護士による法的支援を受けられるようにするためには、弁護士費用に関する経済的支援は不可欠であり、このような経済的支援は、安全で安心して暮らせる社会を実現する責務を負っている国が対応すべき課題である。

日弁連が、公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟する犯罪被害者支援センター及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象に、弁護士による犯罪被害者支援についてのアンケート調査を実施したところ、回答のあった84団体全てが、弁護士による支援が必要である旨回答し、また、69団体が、被害直後から支援が必要である旨回答した。弁護士費用の国庫負担の必要性については、83団体が必要である旨回答している。

このように、弁護士による法的支援の必要性については論を待たず、また国による弁護士費用に関する経済的支援の必要性についても、現実の被害者等による要請、それを受けた国会による要請に鑑みて、明らかである。

## 2 性犯罪を最初に対象とする理由・根拠

本来、犯罪被害者等は、どのような犯罪類型であっても、弁護士による支援を必要としており、特に生命・身体・自由に対する犯罪による被害者の支援について、その必要性は高い。また、近時、財産犯に関しても、特殊詐欺や組織暴力犯罪に関わる類型については、精神的損害も著しく、支援の必要性が高い部類に属すると思われる。

しかしながら、令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定で「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を発出していることを考慮し、性犯罪の被害者等を対象とすべきと考えたところである。まず性犯罪被害者等について弁護士費用の経済的支援の制度を開始することは、「性犯罪」について、その被害者の「特性を踏まえた」「切れ目のない手厚い被害者支援」を「確立」というこの「方針」にも沿った施策であると考えている。

1で述べたように、性犯罪等の被害者にとって、犯罪の性質上、警察署等へ赴いて見知らぬ捜査官に被害体験を供述することは過大な負担となること、支援弁護士が同行することによって、このような精神的負担を大幅に軽減することが可能となる。

また、性犯罪そのものの密行性に鑑みると、犯罪立証において必要な物的証拠、客観的証拠について適切に保全しておくべきことを被害者等にアドバイスすることが重要であり、さらに、起訴に向けて検察官との折衝も必要となる場面も多く予想され、弁護士による継続的な支援が重要である。

性犯罪の場合、捜査段階で被疑者の弁護人から犯罪被害者等に対して示談の申入れがあることが多く、捜査機関や民間支援団体による援助の提供は困難であるが、法律の専門家である弁護士であれば、示談の法的性質や提示額の当否等を検討し、示談に応じるかどうかも含め、犯罪被害者等へ適切な助言を行うことが可能である。

しかしながら、性犯罪等の被害者は、被害後、仕事や日常生活に支障をきたすことも多い（精神的負担により動けない、身近な人間が加害者等）。失職、休職等による無収入、収入減などにより経済的な見通しも付け難い生活の中では、弁護士による支援の必要性・有用性が分かっているにもかかわらず、自ら弁護士費用を負担して支援を求めることには踏み切れない者も多い。経済的負担を理由に支援を諦めることのないよう、弁護士費用に対する経済的支援の制度は不可欠である。

法テラス地方事務所における、いわゆる精通弁護士紹介の案件のうち約4割が性被害であり、平成20年からの国選被害者参加弁護士の選定請求があった案件のうち強制わいせつ等の性被害の占める割合や約5割にのぼることから、性犯罪被害者等について、弁護士によるニーズが特に高いこともデータ上も明らかになっている。

### 3 結語

よって、令和5年度にも、性犯罪被害者等に対する弁護士費用の支援制度を開始することが求められる。